

議 長 日程第5「一般質問」に入ります。  
一般質問は通告順に行います。受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を許します。登壇願います。

11番 寺嶋 おはようございます。それでは、一般質問を行わせていただきます。受付番号第1号、質問議員、11番 寺嶋正。件名、国保税に係る子供の均等割減免と自転車用ヘルメット補助を。

要旨。(1)国民健康保険税の均等割は、所得がゼロの世帯にも、所得が減った世帯にも重くのしかかります。子育て支援を進めるために、均等割減免の対象を未就学児に限定しないで、町独自で18歳まで対象を拡大する考えと、多子世帯の均等割減免について伺います。

(2)令和5年4月1日から、自転車に乗る際のヘルメット着用が努力義務化されました。自転車事故等による死亡やけがを減らすことや、自転車に乗る人々の安全を確保するために、ヘルメット購入費用の一部を補助する考えと、自転車の安全利用の推進に対する考え方を伺います。

町 長 それでは、寺嶋議員の御質問に順次お答えをさせていただきます。

1点目につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行され、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構築を見直し、全ての世代で広く安心を支えていくための改正が行われました。その中の1つとして、子供に係る国民健康保険税等の均等割額の軽減措置が導入され、具体的には令和4年4月1日より国民健康保険税において未就学児に係る均等割保険料の5割を、50%を公費により負担し、軽減するものでございます。

本町における国民健康保険被保険者は、令和5年4月1日時点で2,689人であり、また世帯数で1,516世帯がありまして、未就学児であります0から6歳が30名で、今回御提案があるその上、7歳から18歳までが96名となっております。

所得による軽減を見込まずに、単純に均等割減額のみ計算した場合について

御説明させていただきます。現行の未就学児の均等割半額を18歳まで拡大した場合、96人分で約180万円の財源が必要となります。近隣では大井町さんが令和2年度から18歳以下の子供たちを対象に、国保税の均等割を全額免除しておりますが、対象者全体での1人当たりの実績医療費が神奈川県下33自治体のうち最も低い水準となることから、国保会計の安定した黒字経営が続き、財源確保ができたため、子育て支援策の一つとして始めたと同っております。大井町と同様に全額を免除した場合は、毎年約420万円の財源が必要となります。

本町の国保運営状況を申しますと、国民健康保険事業費納付金については、平成30年度の制度改正に伴う激変緩和を受けており、平成30年度から最終年度となります令和13年度までの合計として約3億1,500万円が免除される予定となっております。そのような中であっても、令和5年度の納付金の…納付金というのは県のほうに納付する分の予算は3億1,928万9,000円となりまして、前年度比より1,513万4,000円の増加となっているため、今まで積み立ててきた財政調整基金を取り崩して対応する運営状況となっております。

今後も給付金の増加には財政調整基金を充当し、ぎりぎりまで現行の保険税のまま値上げを行う方針で現在進めておりますので、国民健康保険税の均等割額の軽減について、新たな施策として今すぐ町単独での18歳までの拡大するためには、財源を確保する必要があり、そのためには国保税の値上げをすることになりますので、被保険者全体の負担を増えることを鑑みますと、国保運営協議会での御意見を賜りながら慎重に取り組む必要があるというふうに考えております。

続きまして、2点目についてお答えを申し上げます。令和5年4月1日より道路交通法の一部が改正され、全ての自転車利用者はヘルメットの着用が努力義務となりました。神奈川県交通安全対策協議会の調査では、自転車用ヘルメットを着用していない状態で車両事故を起こした場合と、着用していない場合との比較を行った結果、致死率は約2.2倍となっております。現在、町では道路交通法の一部改正について、ホームページ等で周知及び「広報まつだ」にて年末の交通事故防止運動期間に合わせて自転車用ヘルメットの着用を推奨してい

るところでもございます。

さて、自転車用ヘルメットの購入補助金制度については、現在神奈川県内の33市町村のうち3市町が制度を設けております。神奈川県内では厚木市、大和市及び愛川町が補助を実施しております。厚木市と愛川町さんは、1人上限1,000円とし、大和市さんでは13歳未満の幼児・児童を対象として、上限2,000円の補助を行っております。松田町といたしましては、今後、まずは自転車用ヘルメットの着用の有効性や必要性の周知を強化し、並行して自転車用ヘルメットの購入の補助制度について、先進自治体の状況や関係機関との意見交換を行い、その結果に応じて対応したいというふうに考えております。

次に、自転車の安全利用の推進についてお答えをいたします。現在、町では小学生を対象とした自転車安全教室を5月に、8月に開催される自転車安全乗り方大会の参加を通じて、また中学生は例年4月に自転車の安全な乗り方講習会、さらには毎月1日と15日の交通安全指導や、5月1日から31日に自転車マナーアップ強化月間として安全指導を行っております。

このように、これまでは児童・生徒を対象とした自転車の安全利用の推進に取り組んでまいりましたが、今後は一般の方や高齢者を対象とした安全講話などの実施や、自転車の交通ルール、自転車損害補償保険への加入など、安全についてに関する情報を周知するとともに、警察、足柄交通安全協会、交通指導隊などの関係機関と連携し、自転車の安全利用について推進を図ってまいりたいと、このように考えております。よろしく願いいたします。以上です。

11番 寺 嶋

それでは、幾つか再質問を行わせていただきます。1点目の国保税に係る子供の均等割の減免の質問の要旨ということですが、この国保税の子供の均等割は、医療分と後期分で年間約3万8,000円ぐらいね、保険税が発生するようなことになっております。0歳児を含めた家族一人一人に均等割がかかるため、子供が多い家庭ほど保険税が高くなります。子供の均等割の減免について、現在未就学児まで、今回答がありましたように、未就学児まで均等割の5割を公費で軽減しております。さらに7割、5割、2割軽減の措置がされている世帯には、そこから減額が上乘せされます。しかし、軽減の対象が未就学児

にとどまるのであれば、子育て支援策としては十分とは言えません。子供が成長するに従って、学費などがかかり、家庭の負担が重くなってきます。18歳までの均等割を軽減すれば、大きな子育て支援につながるのではないのでしょうか。

それから、国民健康保険税の保険のこの独特の保険税率の状況なんですけども、医療費分、それから後期高齢者支援金分ということで、介護もあります、その均等割の分、子供にかかる分では、医療分の均等割ですね、それから後期高齢者支援の均等割なんです。これが国民健康保険というのは世帯にかかるんですよ。個人もかかりますけども。納付の書が来るのが世帯ごとに来るようなんですけども、そういう独特な制度になっています。ですから、やっぱり何らかのですね、負担軽減を考える必要があると思いますので、こういう質問をしました。担当のほうはどういうふうに捉えていますでしょうか。

町 民 課 長 議員のおっしゃられるとおり、子育て支援をするのであれば、減額してあげるといいとは思いますが、そのためには財源が必要ということで、今ですね、例えば国民健康保険の会計の中で全部やってくださいということで、今までは一般会計からの繰入れ等ができた時代もあるんですけども、原則としてそれはしないで、国保会計の中でやってくださいということになると、その分の財源を確保するために、例えば保険料値上げとか、そういうのが必要になってくると、またそれはそれで困るということで、今現在としてはそういう手だてとして、財源が確保できればしたいですけども、値上げにつながってはいけないので、今のところはしないというような考えであります。

1 1 番 寺 嶋 国保税の子供の均等割はですね、財源が必要だということであります。ただ、平成30年から都道府県化ということで、県がね、国保事業者…事業者じゃない、何ていう…保険者になってね。そういうことで、一般会計からの繰入れは法定外の繰入れは行わないというか、押さえ込まれているということですよ。

あと、今ですね、平成30年から激変緩和策ということで、県に納付金を納めるときに、やっぱり財源が相当必要だということで、今、免除され、若干ですか、免除、激されていると思いますが。そうしますと、あれですか、この今年度あたりから財政調整基金を取り崩して充当しているということなんですけど

も、この財政調整基金は今後は全部なくなる予定なんですか。その充当策について、ちょっとお伺いします。

町 民 課 長 今お話のあった激変緩和措置なんですけれども、始まりました平成30年度のときにはですね、約4,200万の金額がありました。免除していただいていたのが、その後例えば3,900万、3,600万ということに徐々に減って、5年度では約2,700万円。最終の令和13年度ですと約300万円ということで、段階的に減っていくという形なので、当初余裕があった平成30年度から令和4年度までは積み立てるような形で残してきた財政調整基金をですね、今後激変緩和の金額が減るので納付金が増えるという形で、その分を財政調整基金から入れていくという形なんですけれども、それがこの例えば13年度までに全部なくなってしまうかというんですね、ちょっとまだ見込みがちゃんと出ていないんですけども、その納付金が激変緩和だけで減るわけではなくて…増えるわけではなくて、医療費が増えていくと、その分も全体で増えていくという形なので、そこら辺のちょっとシミュレーションができてないんですけども、今まで免除されていた分がだんだん減ってきた分については、基金で賄うという形でやっております。

1 1 番 寺 嶋 そうしますと、平成13年度といたしますか、でも財政調整…国民健康保険財政調整基金、これはゼロにはならないから、これ活用はできますよね。あと、この18歳まで半額あるいは全額する場合の財源ということで、値上げをしなきゃいけないようなことがありますけどもね。今、担当が言いました医療費というのはやっぱり2市8町、県西地域でもね、さっき大井町が一番かかってないということですけども、松田町が一番多いほうなんだよね。そうすると、均等割自体が、これ見ますとね、松田町は上位か、高いほうから1番か2番、2市8町ね。そういうふうな関係になっておりますけども。基金の取り崩しが考えられることと、それから医療費をね、抑えるといいますか、かからないような施策をとることで、この財源が少しね、できるんじゃないかと思っておりますので、そういうようなことに対してのお考え方を伺います。

町 民 課 長 先ほどの激変緩和がだんだん少なくなるというほかにですね、県が保険者の、保険者として、保険料もいずれ統一したいという方針を出していますので、そ

うすると保険税自体がまた変わってくる、値上げになるのか、ちょっとそれは分からないんですけども、何年後になるかもわからないですので、それが確定して見込みがちゃんと立つようになってシミュレーションした後でですね、財政調整基金に余裕があるよということであれば、実施するというのは可能かもしれないですけども、まだ見込みが立ってない時点で財政調整基金を崩して大盤振る舞いしたときにですね、後に足りなくなると増税というのも困りますので、そこはちょっとまだ様子を見るというような形になります。

それとあと、医療費の削減につきまして、現在町が取り組んでいることとしまして、例えばですね、ジェネリック医薬品に切り換えると自己負担も町の負担も減りますよというような旨の通知を年3回送っているのと、保険証に貼りますジェネリック医薬品を希望しますというシールをですね、保険証と一緒に発送したりですね、あと年間の医療費の通知、申告に使ってくださいというのものもあるんですけども、これだけあなたかかっていますよというお知らせを兼ねて送っております。

それと、レセプト点検による過誤の発見とかですね、あとこういう小さい町ですと、一番一気に変動するのがですね、糖尿病の重症化によってですね、人工透析が必要になった場合、町の保険者としての負担が1人約500万円ぐらいかかるんです。それを予防するための事業というのをやっています、例えばですね、令和3年度ですと、その中の運動教室に9人、セミナーに22人、栄養相談に13人、合計44名で、令和4年度ですと運動教室に6名、セミナーに21名、栄養相談に24名、合計51人という形で、これらの方については今、運動に参加していただいているので、まだ透析に至ることなく予防ができているというような形で、あくまでもこれから透析者が増えないようにするというのも医療費の削減として実施しているところでございます。

11番 寺 嶋 今後ですね、県のほうの保険者のほうが今、標準国保税にかかるこの標準割、標準税率ですか、これ、国が示し…国じゃない、県が、神奈川県が国保税の標準割をね、示して、それに基づい…それを参考に各市町村がこの保険税を税率をね、税率等を、これを決めるというようなことですけども。そうしますと、

今後この標準に近い、そういうことを行わなきゃいけないようになる可能性もあれば、この保険、今現在行っている町が算定している国民健康保険税税率、これが若干何か高くなるような方向になるのでしょうか。その辺は今後どのように考えられますか。

町 民 課 長 県が示しております国民健康保険運営方針というのがあるんですけども、その中では保険料水準を統一化したいというのは明記されているんですけども、いつとか、幾らにするとかというのはまだ決まってないので、ちょっと今のところは様子を見るような形となっております。

1 1 番 寺 嶋 今後ですね、国民健康保険の運営について、子供の均等割等をね、減免することなどの、このことについてですね、財源が必要になれば国民健康保険値上げということで、国保運営協議会の意見も聞きながら、伺いながら、慎重に取り組むということなんですけども、この国民健康保険運営協議会というのは、これはどのような場合行うのか。今後、直近で何かそういう予定ありますでしょうか。

町 民 課 長 6名の委員さんで構成されておまして、お医者さんだったり歯医者さんだったり被保険者の代表だったりという方が入っているんですけども、通常は年2回程度、国保の状況とか今後についての話合いというのがあるんですけども、今年度についてはですね、国保データヘルス計画というのの改定がありますので、4回程度見込んでございます。

1 1 番 寺 嶋 それでは国民健…国保税にかかる子供の均等割のことで最後に町長にお伺いします。質問のほうではですね、満18歳まで拡大する考えと、多子世帯ですね、子供さんたくさんいる世帯の均等割の減免ということも含めてね、全くそういうのを考えてないのかね。そういうことのを考えをですね、この件についてお伺いしたいと思います。

町 長 御質問ありがとうございます。これ、もっと広い視点で話しなきゃいけないですね。今、寺嶋議員がおっしゃられているように、対象者は今、国保の関係に対応する子供たちの話をされてますけど、私の立場で言うと、国保の方だけという形になるよりも、全体見なきゃいけない立場なので、非常に今、寺嶋

議員がおっしゃられるのは、非常に私もよく分かる話です。一般の社会保険に入りたくても入れないような方々もいらっしゃる中で、国保で、国保の中で生活されている方々というのは、非常に厳しい生活をされている方が比較的多いかなというふうなイメージをするに当たってですね、当然、私も自営業をやっていた人間からすれば、同じような立場ですから、という感覚の中であるので、よく分かるんです。

ただ、この制度設計的に、どうしても国保のことは、国保の中でやっぱり財源も含めながら調整していくということでもありますのでね、そこは先ほどちょっと申させてもらったように、国の制度が…国というか、県の制度がそういうふうになった以上は、慎重にやっぱり判断していかなきゃいけない。ですけど、一方でそういうふう困っていらっしゃる方がいらっしゃるということで、今度一般財を投下しながら、生まれてきた方、また0歳児、2歳児、あとは国で言うと子ども手当というのがあったり、当然今の子ども手当、御存じのように高校生とかは対象じゃない。これからやっていきたいと思いますという話は出てますけど、そういったことも鑑み、今回の補正予算にもやっぱりそういった方々を対象にしながら、温度、財源的には限られていますけど、何か少し町ならではのこをやっていきたいというふうに考えておりますので、思いは一緒です。思いは一緒。ただ、そこはやっぱり平等に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

11番 寺 嶋 国保税にかかる子供の均等割の減免の質問はこれで終わります。

次に、自転車用ヘルメットの補助ということで伺います。町では、先ほど回答がありましたが、先進的自治体の状況や関係機関との意見交換会ということなんですけども、この先進自治体の状…これ、視察か何か行かれるんですか。それから関係機関というのは、どういう機関の意見を、関係機関の意見を交換するのでしょうか。その辺についてお伺いします。

安全防災担当室長 質問にお答えします。先進自治体というのは、先ほど紹介でもありましたとおり、現在実施しているところの補助金制度、その問題点やその実施状況というのを情報収集をして、現在までのどういった効果があったのか、復旧率は上



がったのか、そういうところを含めて確認したいと思っております。

視察等はですね、その状況により考えているというところでは、まず警察になりますけれども、うちのほうで交通指導隊、そして交通安全協会、そういった交通関係のところから意見を聴取をして、補助金等を松田でやる必要があるのだろうか、やったほうがいいのか、まず周知のほうを徹底すべきだろうか、確認していきたいと思っております。以上です。

11番 寺 嶋 その辺は分かりました。今後ですね、今までは安全利用といいますか、そういうことでは児童・生徒が対象にね、自転車安全教室等をやっていたようですが、今後ですね、一般の方や高齢者を対象にした安全講話とか自転車の交通ルール等について、いつ頃何か行うのでしょうか。

それからですね、この自転車損害賠償保険加入などの安全に係る情報の周知ということで、どのような方法で周知されるのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

安全防災担当室長 当初の質問であります講話等ではありますが、今年度中に講師を招きまして、その自動車安全に関する…自転車安全に関する講話等を実施する予定です。

あと、自賠責保険の周知というところですが、これ、神奈川県条例の中の骨格であります安全利用のための取組、安全教育の実施、自動車損害賠償保険の加入というのが強くうたわれているんですけども、その周知を含めまして、今後広報するとともに、その講話等でそういった条例あるいは安全五則そういったところが入るようなものをしていきたいと考えています。以上です。

11番 寺 嶋 まだちょっと、最後聞き忘れまして。先ほど自転車用ヘルメットの購入の補助制度についてですね、一応関係機関との意見聞いたんですけども、結果に応じて対応したいということは、今後補助をする方向性があるというふうに捉えてよろしいのですか。その辺をお伺いいたしまして、最後の質問といたします。

安全防災担当室長 結果に応じてというところなので、当然補助を入れる可能性もあると考えてます。以上です。

議 長 以上で受付番号第1号、寺嶋正君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10時10分より再開いたします。 (9時57分)